

資料 1 - 1 この 1 年間の主な出来事

年月	金融監督庁に係る動き		検査に係る動き		金融に係る動き	
平成 10 年 6 月	22	金融監督庁発足			23	政府・与党、「金融再生トータルプラン（第 1 次とりまとめ）」を公表
7 月	13	「いわゆるコンピュータ西暦 2000 年問題への金融機関等の対応状況に係る報告命令の発出について」を公表	7	主要 19 行に対する集中検査・考査に順次着手(13 日より立入開始)	2	政府・与党、「金融再生トータルプラン（第 2 次とりまとめ）」を公表
			9	第 1 回全体研修実施	12	参議院議員選挙
			10	初任者研修及び基礎的査定実務研修実施（～15 日）	13	橋本首相、辞任発表
			16	「金融検査マニュアル及びチェックリストの整備に向けて」を公表		
			29	第 1 回財務局金融検査関係課長会議実施		
			30	地銀に対する検査・考査に順次着手（8 月 24 日より立入開始）	30	小渕内閣発足
	31	贈収賄事件に関連した金融機関を行政処分			"	第 143 回臨時国会開会
8 月	28	「金融監督庁の平成 11 年度機構・定員要求及び予算要求について」を公表	17	金融検査実務初等研修実施（～10 月 23 日）	25	長銀の自己査定結果を国会で開示
			25	「コンピュータ 2000 年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）」を公表		
			"	「金融検査マニュアル検討会」第 1 回会合開催		
			26	「コンピュータ 2000 年問題に関する金融検査について」を公表		
9 月	7	「コンピュータ 2000 年問題への対応について」を公表			1	S P C 法、S P C 法整備法施行
	"	事務ガイドライン「2000 年問題対応について」を発出				

年月	金融監督庁に係る動き		金融に係る動き	
		検査に係る動き		
10月	5	英国金融サービス機構（英国 F S A ）との人材交流（派遣）（～16 日）	1 非常勤職員第 1 回採用（コンピュータ 2000 年問題検査官 4 名採用） 5 第二地銀に対する検査・考査に順次着手（15 日より立入開始） 6 「北海道拓殖銀行の検査結果について」を公表 7 専門検査班によるコンピュータ 2000 年問題検査に順次着手（15 日より立入検査開始） 9 「徳陽シティ銀行の検査結果について」を公表	16 第 143 回臨時国会閉会 " 金融再生関連法の公布（金融再生委員会設置は公布の日より 2 ヶ月以内）
	19	米国財務省通貨監督局（米国 O C C ）との人材交流（受入）（～30 日）	20 「金融検査マニュアル検討会」第 5 回会合にて、米国 O C C 職員との意見交換を実施 23 「日本長期信用銀行の検査結果について」を公表	22 金融機能早期健全化法の公布 23 金融再生法及び金融機能早期健全化法の施行 " 総理より金融再生担当大臣の任命（柳沢大臣） " 長銀、金融再生法に基づく申し出を行い、これを受け、政府、特別公的管理の開始を決定
11月	2	米国 O C C との人材交流（派遣）（～12 日）		10 政府、公的資金注入申請の際の審査基準を公表
	10 16 17 20	早期是正措置に関する発動基準についての改正を公表 資産査定基準を告示 金融機能早期健全化法の施行等に伴い、金融監督に関する事務ガイドラインを改正 資産判定基準を告示	20 「みどり銀行の検査結果について」を公表	20 金融システム改革法に関する政省令公布 27 第 144 回臨時国会開会
12月	1	金融システム改革法の施行に伴い、金融監督に関する事務ガイドラインを改正	8 非常勤職員第 2 回採用（平成 11 年 2 月 1 日までに市場関連リスクに係る検査官等 16 名採用） 13 「日本債券信用銀行の検査結果について」を公表 14 金融検査実務中等研修及び総合金融高等研修を実施（～18 日）	1 金融システム改革法・同法関連政省令の施行
			22 金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」についてを公表 25 「主要行（17 行）に対する検査・考査結果について」を公表	13 日本債券信用銀行に対し特別公的管理の開始を決定 14 第 144 回臨時国会閉会 15 金融再生委員会発足（柳沢大臣が金融再生委員会委員長に就任） " 金融再生委員会、「資産査定基準」等を議決・告示

年月	金融監督庁に係る動き		検査に係る動き		金融に係る動き	
平成 11 年 1 月	11 13 14 20	「日英銀行監督者会合」開催（於：ロンドン） 地方銀行との意見交換会開催 主要 17 行との意見交換会開催 第二地方銀行との意見交換会開催	8 22	第 2 回全体研修実施 第 2 回財務局金融検査関係課長会議	13 19 20 25	保険会社の早期是正措置公布（保険業法施行規則の一部改正） 第 145 回通常国会開会 金融再生委員会、「金融再生委員会の運営の基本方針」を議決・発表 金融再生委員会、「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」を議決・発表
2 月			3 23 26	専門検査班による内部モデルに関する検査に順次着手(15 日より立入検査開始) 金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対する意見とその見直しの検討方針を発表 「金融検査マニュアル検討会」第 15 回（再開後第 1 回）会合開催	19 25	金融再生員会、「日本長期信用銀行の資産判定結果」を議決・発表 金融再生員会、「整理回収機構への資産買取の基準」を議決・発表
3 月	12	「コンピュータ西暦 2000 年問題への対応について」を発表			1 12 30 " 31	金融再生委員会、「日本債券信用銀行の経営合理化計画及び業務運営基準並びに日本長期信用銀行の業務運営基準の変更」を承認・発表 金融再生委員会、資本増強申請行（15 行）の申請に対して承認し、「申請金融機関の資本増強の基本的考え方と審査結果について」を発表 株価算定委員会、日本長期信用銀行に係る取得株式の対価を決定・発表 "「規制緩和推進 3 ヶ年計画（改定）」を閣議決定 金融再生委員会、「承継銀行への出資の基準」を議決・発表

年月	金融監督庁に係る動き		検査に係る動き		金融に係る動き	
4月			8	金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」を発表	1	住宅金融債権管理機構と整理回収銀行が合併、整理回収機構誕生
	9	「リスク管理モデルに関する研究会」第1回会合開催				
	11	国民銀行に対し、業務改善命令を発出			11	金融再生委員会、国民銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施
	19	英国F S Aとの人材交流(受入)(～28日)	12	「国民銀行の検査結果について」を発表		
5月			10	生保検査に順次着手(27日より立入検査開始)		
			11	非常勤職員第3回採用(6月1日までに市場関連リスクに係る検査官等6名採用)		
			22	「幸福銀行の検査結果について」を発表	22	金融再生委員会、幸福銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を実施

資料 2 - 1 検査部における各系の移管・改廃状況

大蔵省金融検査部		金融監督庁検査部	
管 理 課		検査総括課	
	総務係 経理係 企画調整係 指導係 電算機専門官 調査係 地方係 国際業務係 (新設)		総務係 (総務係に統合) 企画調整係 (移管) (移管) (移管) 地方係 (廃止) 市場リスク係
審 査 課		審査業務課	
	総括係 (管理課から移管) 審査第一係 審査第二係 審査第三係 管理係		総括係 指導係 審査第一係 審査第二係 審査第三係 (廃止)

資料 2 - 2 金融検査に従事する職員数の推移

	金融監督庁検査部	大蔵省財務局
平成 4 年度	107 人	257 人
平成 5 年度	109 人	291 人
平成 6 年度	110 人	310 人
平成 7 年度	112 人	340 人
平成 8 年度	132 人	387 人
平成 9 年度	150 人	426 人
平成 10 年度	165 人 (164 人)	456 人
平成 11 年度	249 人	472 人(予定)

(注) 1. 金融監督庁検査部の平成 9 年度版以前の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

2. 金融監督庁検査部の欄における平成10年度の()書は、金融再生委員会発足(平成10年12月15日)後の職員数である。

金 融 監 督 庁

金融監督庁長官

委任
(取引の公正の確保に係る証券検査)

情報交換・連絡調整

監 督 部

調査研究
監 督
行政処分

検 査 部

(金融検査)
【経営の健全性】

検査実施
状況の報告等

証券取引等監視委員会
【取引の公正】

委 任

委 任

大 蔵 省 財 務 局

財 務 局 長

証券取引等監視官

理 財 部 長

検 査 監 理 官

検 査 担 当 課 等

資料 2 - 4 主な検査対象機関及び根拠法令

検 査 対 象	対象数	検 査 の 根 拠 法 令
都 市 銀 行	9	銀 行 法 第 2 5 条
長 期 信 用 銀 行	3	長期信用銀行第 1 7 条
信 託 銀 行	3 4	信 託 業 法 第 1 7 条
地 方 銀 行	6 4	銀 行 法 第 2 5 条
第二地方銀行	6 1	銀 行 法 第 2 5 条
生命保険会社	4 3	保 険 業 法 第 1 2 9 条
損害保険会社	3 5	保 険 業 法 第 1 2 9 条
信 用 金 庫	3 9 6	信用金庫法第 8 9 条
労 働 金 庫	4 1	労働金庫法第 9 4 条
証 券 会 社	2 8 8	証 券 取 引 法 第 5 9 条

(注) 対象数については平成11年 3 月末現在